

千葉市消費生活審議会

平成28年度第1回基本計画検討部会議事録

- 1 日 時 平成28年10月4日（火） 10時00分～11時00分
- 2 場 所 消費生活センター 3階 研修講義室
- 3 出席者 《委 員》
飯森幸弘部会長、久保桂子委員、小川善之委員、余語一晃委員
河野功委員、谷一暢樹委員、高山玲子委員、山岸 彰委員
（欠席者：石戸光委員、大久保雄子委員）
《事務局》
角川消費生活センター所長、大八木所長補佐、宮内消費者教育班主査
- 4 議 題 「第3次千葉市消費生活基本計画の策定について」
（1）第3次千葉市消費生活基本計画策定の背景
（2）第3次千葉市消費生活基本計画の骨子及びスケジュール
- 5 議事の概要
（1）第3次千葉市消費生活基本計画策定の背景を、資料1「消費者の現状・課題」に基づき事務局から説明した。
（2）第3次千葉市消費生活基本計画の骨子を、資料2「第2次千葉市消費生活基本計画及び千葉市消費者教育推進計画の概要」、資料3「第3次千葉市消費生活基本計画（案）の体系」、資料4「第3次千葉市消費生活基本計画（案） 基本的方向及び課題について」を使用した事務局の説明について、質疑が行われた後、骨子の了承を得た。
今後のスケジュールの説明及び次回開催の日程調整を依頼した。
- 6 公開状況
会議は公開（傍聴人は0人）。
- 7 審議会の成立について
委員10人のうち半数以上である8人が出席し、審議会は成立。

議題（1）第3次千葉市消費生活基本計画策定の背景

（部会長）

では、本日の議題であります「第3次千葉市消費生活基本計画の策定について」に移ります。最初に事務局から「第3次千葉市消費生活基本計画の策定について」に説明をお願いします。

（事務局）

最初に、第3次千葉市消費生活基本計画策定の背景を説明したのち、計画の骨子とスケジュールについて説明をしたいと思います。

それでは、皆様、資料1をご準備ください。消費者の現状・課題について説明したいと
思います。現状・課題につきましては、次の3つの視点で考えていきたいと思います。

社会経済情勢、消費者被害に関すること、消費者教育の推進に関することの3点です。

社会経済情勢について説明します。社会経済情勢につきましては、高齢化の進展、高度
情報化の推進、グローバル化の進展、環境問題や開発問題等が考えられます。

先ず高齢化の進展について、千葉市においては平成47年度には、市民の3人に1人が
65歳以上となるとの推計がでています。千葉市新基本計画によれば、平成47年度には、
全人口の33.9%を65歳以上の高齢者が占めることになります。また市民の高齢化に
併せて、高齢者のみの世帯も増加すると考えられます。

続きまして高度情報化の推進ですが、インターネットを使用した取引、最近はパソコン
やスマートフォンを使用した取引が多くなっています。また支払方法につきましてもクレ
ジットカードや現金以外、近年は、電子マネーなど多様化が進んでいます。このことの裏
付けとしまして、千葉市における過去3年の相談内容上位5位のなかにもアダルト情報サ
イトやデジタルコンテンツが入っています。また、相談内容の傾向は高齢者を含む全ての
世代に共通してみられます。

続きましてグローバル化の進展ということですが、輸入品の流通量が年々増加しており
ます。またJNTO統計では訪日外国人が、平成25年では1300万人ほどでしたが、
平成27年では約2000万人近くが日本を訪れております。

また環境問題や開発問題等につきましては、以前から環境問題や途上国と先進国におけ
る貧困の拡大が挙げられていますが、未だ解決には至っていません。

続きまして消費者被害に関することについて説明していきたいと思います。

まず本市における過去3年の消費生活相談件数の推移ですが、平成25年度は5,62
8件でしたが、平成27年度は6,524件に増えており、増加傾向にあります。

また年代別にみると、60歳以上の相談件数が増加傾向です。また60歳以上につ
きましては、相談割合が人口割合よりも多くなっています。平成27年度千葉市では相談
件数における60歳以上の割合は35.9%で人口割合30.3%を上回っています。こ
のことから高齢者の被害が特に多いということがわかります。

続きまして消費者教育の推進に関することについて、説明します。平成24年に消費者
教育推進法が施行されております。これに伴いまして消費者庁を中心に全国的に消費者教
育における施策を進めております。この消費者教育推進法では、環境教育や食育、消費者
被害など様々な分野について、ライフステージに応じた体系的な消費者教育と、地域や消
費者団体、事業者等による消費者教育が推奨されています。

これにつきましては、消費者庁は消費者教育を進めていくにあたり、様々な項目ごとに、
幼児期、小学生期、中学生期、高校生期、成人期、成人期につきましては特に若者と高齢
者に分けて、ライフステージに応じて消費者教育を進めていくべきであるとしています。

例えば、消費が持つ影響力の理解については、幼児期では「おつかいや買い物に関心を

持とう」、高校生期では「生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう」、成人、特に高齢期は「消費者の行動が環境、経済、社会に影響を与えることの大切さを消費者自らが情報発信していこう」というように、ライフステージごとに目標が定められています。

また地域や消費者団体、事業者等による消費者教育ですが、消費者教育は消費者庁や消費生活センター単独で推進することは困難です。行政以外にも、小・中・高校などの学校、地域では町内会、福祉関係者、地域包括支援センター、民生委員・児童委員など、職域につきましては、事業者や事業者団体、その他につきましても消費者団体やNPOなど以前から消費者教育に携わっている団体と連携することで、消費者教育を効果的に進められることができます。

消費者の現状・課題の対応についてですが、一つ目として商品・サービスの安定、適正な取引環境の確保及び消費生活相談が挙げられます。これは主に第2次千葉市消費生活基本計画（以下「第2次基本計画」という。）に記載されているものであります。

二つ目として自ら考え行動する自立した消費者となるための消費者教育、またその消費者教育を推進するためには関係機関との連携が重要です。これら消費者教育関連につきましては、主に既存の千葉市消費者教育推進計画（以下「消費者教育推進計画」という。）で推進しています。

消費者の現状・課題については以上です。

（部会長）

ただいま、事務局から消費者の現状・課題について説明がありましたが、ご質問等ございますか。

無いようですので、引き続き事務局から第3次千葉市消費生活基本計画の骨子とスケジュールについて説明をお願いします。

（事務局）

それでは、資料に基づいて、第3次千葉市消費生活基本計画（以下「第3次基本計画」という。）の骨子とスケジュールについて説明します。

資料2の「第2次千葉市消費生活基本計画及び千葉市消費者教育推進計画の概要」をご覧ください。今年度で終了する、両計画の概要について記載しています。

あらたに策定する第3次基本計画については、目的・位置づけ・計画期間・計画の点検・評価、実施状況の公表などは、第2次基本計画を踏襲したいと考えております。ただし個別の施策につきましては、第2次基本計画を策定してから時間が経過しておりますので、見直しをする必要があると考えております。

続きましては資料3の「第3次千葉市消費生活基本計画（案）の体系」をご覧ください。表の中央に記載されているものが、第3次基本計画の案を示しておりまして、この体系に

基づき消費生活施策、消費者教育の施策を進めていきたいと考えております。

今回策定する第3次基本計画ですが、既存の第2次基本計画と同様に千葉市消費生活条例の基本理念に規定されている7つの消費者の権利の確立を目指していきたいと考えております。この7つの消費者の権利は表の左側に記載しており、すべて読み上げると①消費生活において生命、身体及び財産を侵されない権利、②商品及びサービスについて適正な表示等が行われることにより、適切な選択ができる権利、③適正な環境の下で取引を行う権利、④消費生活において不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済される権利、⑤消費生活を自立して営む上で必要な知識について学習し、及び教育を受ける機会が提供される権利、⑥消費生活を営む上で必要な情報を適切かつ迅速に知ることができる権利、⑦自らの意見が消費者施策に十分に反映される権利、とあり、それぞれが中央にある第3次基本計画（案）のそれぞれの分野に関係するものとして左から右に矢印が向かっています。また表の右側には第2次基本計画と消費者教育推進計画の体系が示されています。こちらについても、第3次基本計画に向かって、右から左に矢印を示しております。

第3次基本計画について、第2次基本計画と消費者教育推進計画を踏襲することはもちろんですが、それぞれの個別施策については再度見直しを行っていき、新規施策の拡充や既存施策の見直しを行っていききたいと考えております。

続きまして資料4の「第3次千葉市消費生活基本計画（案） 基本的方向及び課題について」をご覧ください。

それぞれの項目について説明したいと思います。

先ず第3次基本計画におきましては、4つの基本的方向を置きまして、その下にそれぞれの課題を設けるようにします。さらにその下にも分類を置いていきたいと考えております。

「基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保」については、市場で流通している商品の安全・安心の確保について、商品・サービスに関する、監視指導、検査、相談業務などの施策を食品、住まい及びその他の商品・サービスに分類し、課題として「食品の安全性の確保」「住まいの安全性の確保」「商品・サービスの安全性の確保」「関係機関との連携」として設定します。この施策例としましては、食品衛生法に基づく食品営業施設の各種指導や住まいアップコーナーにおける情報提供などを挙げることができます。

つづきまして「基本的方向2 適正な取引環境の確保」については、食品の情報や量目の適正化を図るものです。課題としては「適正な表示の推進」「適正な計量の推進」のほか、商品が滞りなく市場に流通できるよう、状況を把握し、取引環境を適正な状態に保つための施策も重要であることから「生活関連商品の調査、安定供給」も課題として設定します。この施策例としましては、事業所で使用するはかりの定期検査、卸売市場の適正運営などを挙げることができます。

つづきまして「基本的方向3 消費生活相談による消費者被害の救済」については、主に私ども消費生活センターが実施している消費生活相談に関する施策です。「消費者被害の

救済」「相談体制の強化」及び「関係機関との連携」を課題として設定します。この施策の例としましては、区役所や商業施設での特別相談の実施、消費生活相談窓口の周知、庁内における多重債務者連絡協議会の設置などを挙げることができます。

最後に「基本的方向 4 自ら考え行動する自立した消費者の育成」については、既存の消費者教育推進計画の施策が挙げられます。「消費者被害防止のための教育」、「自立した消費者になるための教育」、「事業者及び事業所への教育」、「担い手の育成・支援」を課題として設定します。消費者教育はかなりジャンルが広いものですから課題の下にも分類を設けていきたいと考えております。特に課題の「自立した消費者になるための教育」については、食、情報とメディア、環境教育、国際理解教育などを分類として設定したいと考えております。

以上が、第3次基本計画の骨子の説明となります。

今後の審議会のスケジュールですが、11月上旬に基本計画検討部会の2回目を開催、この場では、庁内各所管課から挙がってきた個別施策をご検討いただき、その内容に基づいて12月に審議会を開催したいと思います。翌年1月にパブリックコメントを実施し、市民の意見を募ったのち、今年度末第3次消費生活基本計画を策定したいと考えております。

以上でスケジュールの説明を終わります。

(部会長)

ただいま、事務局から説明がございましたが、ご意見・ご質問等ございますか。

(久保委員)

資料3にある7つの消費者の権利と第3次千葉市消費生活基本計画との関係ですが、6番目の消費生活を営む上で必要な情報を適切かつ迅速に知ることができる権利から第3次基本計画に至る矢印がないのですが、どちらに反映されるのでしょうか。

(事務局)

資料に不備があり申し訳ありません。6については、4番目の消費者教育推進計画に反映されるものと考えます。また1番目の消費生活の安全・安心の確保のも該当してくると思います。

(久保委員)

本件について、私は情報というところで、表示との関係が非常に重要と考えております。消費者にとってはどうやって商品の情報を集めるのかといいますと、表示を見ながら商品の情報を集めるわけですし、第3次基本計画の2の適正な取引環境の確保も影響してくるものと考えます。ただし、あまり矢印が多いのも良くないので精査していただければと思

います。

(部会長)

7つの消費者の権利の6については、第3次基本計画の基本的方向1と4に反映されるとの説明ですが、2の適正な取引環境の確保にも反映されるとの意見がでたので、事務局には、その辺も整備して貰いたいと思います。

(事務局)

資料を修正し、次回報告します。

(高山委員)

自立した消費者の育成について、例えば中学校家庭科の授業では、生産者に向けて声を発していく、というような教育を進めております。自分の消費行動が社会を変えていく、例えば、多少は高くてもこちらの商品を購入しようなどという学習を行っておりますが、第3次基本計画を見てみますと、課題の関係機関との連携というところに、生産者にフィードバックしていくという考え方は含まれていると想像しました。消費生活センターが一番消費者の声が集まってくるところだと思いますので、関係機関との連携により具体的なものが盛り込まれたら、基本計画がよりよいものになると、個人的に思います。

(部会長)

今の意見は、策定にあたり生かしてもらえばと考えますが、いかがですか。

(事務局)

地産地消、フェアトレードなど、社会・環境に配慮した消費行動に関する消費者教育を推進していきたいと考えます。

(谷一委員)

今の件は、消費者市民社会のこと、エシカル消費ということでよろしいですね。

(事務局)

そのとおりです。

(谷一委員)

別件なのですが、2015年度の消費者庁の基本計画には、事業者に対する消費者視点の企業活動、消費者志向経営ということが初めて入ったのですが、消費者視点の企業活動を行うことも、高山委員の言われた関係機関との連携に入ってくるものと考えます。消費

者の情報を事業者に伝えることによって、よりよい商品・サービスができるものと考えます。また、第3次基本計画の「基本的方向4 消費者教育推進計画」ですが、「課題3 事業者及び事業所への教育」については、確認ですが、消費者教育推進法第14条にある「事業者は従業者に対して、消費生活に関する教育を実施する」という努力義務があり、それをフォローするために課題が設定されているとの解釈でよろしいのでしょうか。

（事務局）

谷一委員のおっしゃった内容を、第3次基本計画の基本的方向4の課題3に反映したいと考えております。

（谷一委員）

もう一点ですが、基本的方向4の課題にある「消費者の自立支援」ですが、学習機会の充実だけではなく、啓発資料類の充実というものもあれば、普段講座等、教育の場に出られない方であっても、資料類により自ら学習することに繋がると考えられることから、啓発資料類の充実も消費者教育推進計画に加えてもらえればと考えます。

（部会長）

事務局は今の意見も踏まえたうえで検討を行ってください。いろいろ意見をいただきましたが、他にございますか。他にお気づきの点がありましたら、事務局に直接連絡するか、11月にも部会を開催する予定ですので、そこでご意見をいただければと思います。

それでは、これまでの議論を踏まえ、当部会といたしましては事務局案のとおり了承することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（部会長）

それでは、基本計画検討部会としては、事務局案を了承することといたしまして、これを踏まえて今後のスケジュールを再度説明いただけますか。

（角川消費生活センター所長）

本日は、議論いただきましてありがとうございました。「骨子」につきましては、概ねご了承いただいたと解釈しております。一部訂正等ございましたので、加筆修正等させていただきます。次回は具体的な案をお示しして、ご意見を頂きたいと考えております。

なお、次回の部会は11月上旬に開催する予定です。ご協力をお願いします。

（部会長）

ただいまの説明について何かご質問はございますか。

ご質問、ご意見がなければ、議題「その他」に移ります。部会としては特にございませんが、事務局から何か用意がありますか。

（角川消費生活センター所長）

事務局からも特に議題としてはございません。

（部会長）

それでは、これをもちまして本日の議事は終了させていただきます。円滑な進行につきましてご協力いただきありがとうございました。進行を事務局に戻します。

（事務局）

以上をもちまして、平成２８年度第１回基本計画検討部会を終了いたします。長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。